

令和6年度第5回阪南市子ども・子育て会議議事録

●開催日時

令和7年3月14日(金)午後7時00分～9時10分

●開催場所

阪南市役所 全員協議会室

●出席者

【委員】

ト田会長、三輪副会長、大谷委員、新田委員、名倉委員、佐藤委員、亀岡委員、城戸委員、根無委員、車谷委員、田中委員、奥野委員、宍道委員

【事務局】

山中こども未来部長、森貞生涯学習部長、岩本こども政策課長、工藤こども支援課長、石原学校教育課長、楠本こども政策課参事、須田こども政策課長代理、鈴木学校教育課長代理兼こども政策課長代理、植田こども支援課主幹、油谷こども政策課主査

ジェイエムシー株式会社（阪口、千葉）

●傍聴者:1名

●次第

1. 開会

2. 議題

(1) 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について(資料1)

(2) 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果等について(資料2)

(3) 乳児等通園支援事業所の整備について(資料3・4)

(4) その他

3. 閉会

次第1 開会

事務局

皆さま、こんばんは。定刻となりましたので、ただ今より、令和6年度第5回阪南市子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、年度末のお忙しい中、また、夜分にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会を務めます、こども政策課長の岩本です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、山中こども未来部長よりご挨拶申し上げます。

事務局

皆さんこんばんは。本日もご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

さて、今年度の本会議は本日で5回目となり、皆様方の多大なるご協力により、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画は予定どおりのスケジュールで進めることができいております。改めて御礼申し上げます。

また、任期の都合もあり、本日の会議をもって、事実上、委員を退任される方もいらっしゃるかもしれませんが、本日も実りのあるご議論をいただきたく思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それではまず、今回から新たに委員にご就任いただいた方をご紹介します。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立願います。

根無昭美様、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本会議の委嘱状は、あらかじめ、机の上に置かせていただいておりますので、後ほどご確認ください。

続いて、本日の事務局をご紹介します。こども未来部長の山中です。生涯学習部長の森貞です。こども支援課長の工藤です。学校教育課長の石原です。こども政策課参事の楠本です。こども政策課長代理の須田です。学校教育課長代理とこども政策課長代理を併任しております鈴木です。こども支援課主幹の植田です。こども政策課主査の油谷です。最後に、私、こども政策課長の岩本です。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の会議も、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定にお手伝いをさせていただいておりますジェイエムシー株式会社の方にご出席いただいておりますので、ご了承ください。

次に、本日の出欠状況について、ご報告します。全18名の委員のうち、現在13名の委員が出席されており、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第2項に基づく定足数に達していることをご報告いたします。

また、本市では、「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしております。本日は傍聴者の定員10名に対し、1名の方が傍聴されることとなりましたことを併せてご報告いたします。

なお、本日の議事録につきましては、事務局が要旨をまとめ、各委員にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただきます。議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。まず、事前配布させていただきました会議次第、資料1、令和5年度 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画の施策・事業等にかかる実績等取りまとめ表（案）、資料2、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果等について、資料3、保育提供体制の確保のための財政支援について、資料4、乳児等通園支援事業所整備計画（案）、参考資料、令和6年度第5回阪南市子ども・子育て会議資料に関する委員からの質問等一覧です。このうち、資料4につきましては、差し替えがございますので、本日改めて机の上に置かせていただいております。

また、本日の配布資料といたしまして、委員名簿を机の上に置かせていただいております。過不足等ございましたら、事務局までお願いします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定に基づき、ト田会長にお願いしたいと思います。ト田会長よろしく願いいたします。

次第2 議題(1) 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について

会 長	改めましてこんばんは。ト田でございます。よろしくお願いいたします。 また、新たに委員にご就任いただきました根無委員、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。まずは、議題1「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画に係る施策事業等の進捗管理について」事務局から、説明をお願いします。
事 務 局	<資料1について説明>
会 長	ありがとうございます。 今回は、委員の皆様からの事前のご質問等がなかったということでしたので、代表的な事業について数点ご紹介いただきました。 本日出席の事務局のメンバーで答えられる範囲にはなろうかとは思いますが、ここまでの事務局からの説明について、他に確認したいことなどございますか。
委 員	5点について、質問等します。 1点目、2ページのNO. 4、思春期関係健康教育の評価がAとなっています。 評価の理由には、喫煙防止教育を2校、妊婦疑似体験を2校で実施したと書かれていますが、本来であれば、全校で実施すべき本事業を、阪南市内の全ての学校で実施できていないにも関わらずA評価ということには違和感があります。 特に、妊婦疑似体験については、私の所属する団体で命のふれあい事業を実施していますので、今後も、市と協力しながら子どもたちの体験の場を提供していきたいと考えています。 2点目、17ページのNO. 33、不妊不育治療費助成事業について、当初予算が400万円に対して、決算額が187万円となっています。市民の中には、本事業を知らない方がいる可能性もありますので、制度の周知に力を入れてもらいたいと感じます。

3点目、20ページのNO. 39、産後ケア事業について、実際に予約をしていたとしても、救急搬送などといった病院都合で利用できなかったケースがあったと聞きました。

また、対象の子どもの年齢や、利用できる日数など、様々な制約もあるようですが、支援を必要とする全ての家庭をケアするためには、もっと力を入れていっていただきたいと思います。

4点目、26ページのNO. 50、病児保育事業について、阪南市の総合戦略では、力を入れていく事業だと聴きました。阪南市の移住・定住施策としても力を入れていくべき事業だと思います。阪南市民病院では、勤務されている職員を対象として病児保育事業をされていると聞いたことがあります。一般の方でも利用できるよう門戸を広げてもらいたいです。もし、それが難しいのであれば、ファミリー・サポート・センターとも連携した取組を検討していただきたいと思います。

最後に5点目、28ページのNO. 55、子育て講座についてです。講師の先生方から、人間は本能で子育てができず、集団の中で、正しい知識を持つ先輩から子育ての方法を学ぶということを良く耳にします。それにも関わらず、「あなたは母親でしょ。なぜできないのか。」という考えを持つ方もたくさんいるように感じます。方法がわからず、悩んでしまい、虐待につながるケースも少なからずあるように思うのですが、「わからなくて当然だよ。不安になって当然だよ。」と寄り添って、正しい知識を学べる場を提供できるよう、圧倒的な影響力を持っている行政から保護者へと働きかけていっていただきたいと思います。

会 長

ありがとうございました。

子育てには学びが必要であり、そのための周知は非常に重要であるのご意見を頂戴しました。

他にも複数の事業について、ご意見やご質問等を頂戴しましたが、質問された事業の担当課は、本日不在かと思えます。

本日の事務局で説明いただける部分をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

事務局

まず、NO. 4、思春期関係健康教育についてですが、以前から本会議で類似のご質問等を頂戴しています。

本事業は、学校から依頼を受けた健康増進課の取組に関する内容を記載していますので、2校の学校からの依頼に対し、全て実施することができたことから、評価をAとしています。

以前からご説明しておりますとおり、全ての学校で、外部機関の講師を招いた様々な健康教育等を実施しております。2校以外の学校での健康教育は、健康増進課以外の機関が実施したとご理解ください。

次に、26ページのNO. 50、病児保育事業についてですが、本市の子ども・子育て支援事業計画には、国や大阪府の子ども・子育て支援交付金を活用している事業のみを記載しています。

そのため、市内の認可外保育施設で実施されている体調不良児型の病児保育事業や、泉南市の認可外保育施設で実施されている病児保育事業については記載していません。

実際に、市役所の業務の中で、保護者からの相談を受けた際は、こうした認可外施設を紹介するなどにより、保護者のニーズに対応しています。

最後にご意見を頂戴した、行政による周知活動につきましては、ここ数年、アプリ等も活用して、こども政策課やこども支援課、健康増進課などが様々な情報発信を開始しています。今後、保護者の利便性等を考慮しながら、取り組んでまいりたいと考えています。

委員

ご回答ありがとうございます。

私としては、NO. 4、思春期関係健康教育の実績が2校であったということで、学校のニーズと市の対応が合致していないのではないかと感じるころもありますので、内容の検討も含めてお願いしたいです。

また、病児保育事業に関しては、知らない保護者も多くいると思いますので、もっと情報が広がれば良いと感じました。

最後に、アプリによる情報発信については、様々な努力をされていると思いますが、保護者の求める情報の発信を常に意識していただければと思います。

会	長	ありがとうございます。 子育てに関する情報の発信に関して、ご説明をいただきました。受け手側の視点からのご意見を頂戴したいのですが、いかがでしょうか。
委	員	私には小学生の子どもがいますが、今、議論されているような情報は全く知りませんでした。 子どもが小さい時は、はらっぱさんの情報を目にすることも多くありましたが、はらっぱさんの活動に参加したことはありません。 はらっぱさんも含めて、色々な情報が届いたとしても、実際に行く勇氣はありませんでした。 知っている人から「一緒に行こう」と誘われていたら、行く機会はあったかもしれませんが、受け手側の性格も大いに影響すると思います。 たくさんの情報を発信してくれたとしても、その情報をどのように捉えるかは、個人次第だと思います。
委	員	私には7歳と4歳の子どもがいます。 正直に言えば、私もあまり知らない方だと思います。 今の時代は、InstagramやSNS等を活用した周知の方が各家庭に届きやすいような気がします。 病児保育については、施設があると知っていても、実際に子どもが熱を出したときに、どのように動けば良いのかわからない人もいると思うので、そういったことを知る機会があれば、救われる保護者もいると感じました。
委	員	誰かに誘ってもらえたら行きやすいという部分もあると思います。特に、生まれたての乳幼児がいる家庭は孤立しやすいと感じますので、例えば、健診の時に保健センター等からアプローチして繋ぐことは効果的だと思います。 行政の手続きは、どうしても申請主義だと思うのですが、必要な人たちに情報を行き届かせるためには、アウトリーチによる取組も必要になると思います。

会	長	ありがとうございます。 「繋ぐ」というのはすごく重要なキーワードだと思います。 他にいかがでしょうか。
委	員	インスタグラムやT i k T o kは外部への情報漏洩など、課題もあるかと思うのですが、阪南市のSNSの登録者を増やすことが若い世代には受け入れられるのではないのでしょうか。
会	長	ありがとうございます。 フォロワーを増やす努力をするということですね。
委	員	はらっぱでは、子育て総合支援センターの事業を市から受託しています。その事業を細分化してSNS発信等していますが、本当に届いてほしい人には届いていないと感じることがあります。 先ほど意見にありましたとおり、本人の性格によるところもあるかもしれませんが、少しでもハードルを低くして連れて行ける状況や環境をつくっていくことが大事だと感じました。 今後、はらっぱとして考えていくためにとても参考になりました。
会	長	ありがとうございました。 他に何かございませんか。
委	員	私の妻は、子どもが小さいときやしんどい時にはあまりSNSを見ていませんでした。 様々な考えの人がいますので、SNSだけでなく、今までどおりに広報はんなんなどでの情報発信も継続していただきたいと思います。
会	長	ありがとうございます。非常に貴重なご意見をいただいたように思います。紙の資料に二次元コードがついたものを配布することも有効かと思います。

委員	私は元々阪南市民ではありませんでした。 1人目の子どもを産んだ時に、はらっぱの活動を知りましたが、行っても友達はいないし、私の周りには利用している人はいませんでした。今思えば、そういう人が孤立して苦しんでしまうケースは結構あるのではないかと思います。 SNSやアプリなど、色々な媒体で情報が発信されることはいいことだと思います。 保健センターの話もありましたが、保健師さんと1対1での対面も、「人」なので、合わない場合もあるかと思います。 アウトリーチの取組を強化して、希望を聞いてもらえたり、一緒に行ってもらえたら、もっと違っていたのかもしれない。 今の小学生は、スマホを持っている子どもも多いと思いますので、アプリに不審者情報を入れてもらえたり、自由に参加できる事業をアプリの中で発信してもらえたら、興味のある人はどんどん参加していくのではないかと思います。 阪南市のアプリとして、そういったものを検討することが今は良いのではないかと思います。
会長	ありがとうございます。 色々いただいたアイデアを、ぜひ市内部でご検討いただきたいと思います。 話を議題に戻します。 議題1の進捗管理として、他にいかがでしょうか。
委員	2ページ、NO. 3の幼・保・こ・小・中の連携について、保育士等の担い手不足があるとのことですが、私立と公立が一緒になって話をするラウンドテーブルという場はとても大事な取組だと思います。 「大変だけれど行って良かった」、「他の施設の取組を持ち帰って実践できた」ということに繋がっていくことを期待しているのですが、実態はどのようになっていますか。
会長	ありがとうございます。 ラウンドテーブルについて、事務局と参加者双方のご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

事務局	ラウンドテーブルについては、教育・保育の質の向上という観点から実施しております。 令和6年度は、実施予定日が台風の日と重なってしまい、2回の実施に留まりましたが、基本的には学期に1回の実施となっております。 内容としては、新型コロナウイルス感染症の流行時には吐しゃ物の処理方法について、令和6年の能登半島地震の直後には、災害時の対応をテーマにするなど、ご意見いただきましたように、持ち帰って現場の実務に生かしていただきたいという思いで、各施設が実際に活用できるようなものを取り入れています。
委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、保育現場では、保育士等の担い手が不足しており、職員をラウンドテーブルに派遣することが難しい場合があります。 しかしながら、こうした学びの機会の確保は大事なことだと思いますので、工夫しながら、ラウンドテーブルのテーマに合う職員を派遣しています。 保育所では、派遣した職員から、ラウンドテーブルで学んできた内容を他の職員に共有するという取組も進めています。
会長	ありがとうございます。 できる範囲でかなり努力をしていただいているということですが、根本的な問題として、保育士等の担い手不足への対応が課題になるかと思います。 実際に、保育者養成学校の入学者数は18歳の人口の減少率以上の割合で減少しています。生徒の募集を停止する学校もここ数年でかなり増えたように感じています。 世間のイメージとしても、保育者の仕事はかなり悪いように感じています。実際は、処遇改善も進んでおり、一般的な職業の給与水準を上回っているところもありますが、学生たちには届いていないように思っています。 中学生や高校生の頃から、保育の仕事の魅力を感じてもらうことが直近の課題となっていますが、保育者養成学校で働く立場としては、そこが一番難しい問題であると感じています。

副 会 長	この会議の中だけでなく、様々なところで保育士等の担い手不足の話を聞きます。 私の所属する学校でも、卒業生のほとんどが保育者として就職しているのにも関わらず、なぜ足りないのかと話題になっています。 会長が言うように、保育の仕事の魅力を感じてもらうことは重要だと思います。 マスコミの報道も保育の仕事の印象が悪くなるような内容のものが多く感じていますので、保育の楽しさや面白さといった、子どもの成長とともに生活をすることの楽しさについても、報道してもらいたいと願っています。
会 長	ありがとうございます。 市としても色々と対策を考えて、実際に保育士フェアなどを開催されているかと思っています。 保育士等の担い手の確保のために、様々な策を講じていただきますようお願いします。
委 員	最近では、小学生や中学生などの職業体験がされていないと聞きました。 子どもが好きな小学生や中学生もたくさんいると思いますので、保育の仕事に携わる機会や職業を体験できる機会を確保されてはいかがでしょうか。
事 務 局	従来、中学校では、様々な市内の企業にご協力をいただき、職業体験をしていました。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症が拡大して以降は、中学生が企業に行くことが困難になり、中学生全員が職業体験に行くことができなくなっています。 そのため、様々な方に学校に来ていただいたり、タブレットを活用して調べるなどの取組をしています。 小学校でも、海洋教育の中で漁師の方の話を聞いたり、様々な方に学校に来ていただくなど、体験に代わる取組として何ができるかを考えながら取り組んでいます。

会 長	ありがとうございます。 保育士養成学校への入学生は、入学を検討したきっかけが小学生や中学生の頃の職業体験だったという話をよく聞きますので、様々な検討をしていただきたいと思います。
委 員	私の子どもは中学生で、先日、学校にプロのボクサーが来て話をしてくれたと言っていました。 保育の現場への職業体験は、小学生や中学生が子どもたちと触れ合う喜びなどを知り、「これを職業に」という思いに繋がるのではないかと思います。 先生や保育の現場からすると、今でも、新型コロナウイルス感染症が拡大していた頃のように、職業体験として中学生を受け入れることは困難なことなのではないでしょうか。 また、1つ戻りますが、先ほどの事務局からの説明の中で、ラウンドテーブルのテーマは、実践の研修に近いものになっているとありました。 ラウンドテーブルは、学ぶ機会と同時に、情報交換の場でもあると思いますので、もし、参加者同士の情報交換がなされていないのであれば、そういった時間を確保していただける方が内容が濃くなるのではないのでしょうか。
委 員	まず、ラウンドテーブルについては、私の所属する幼稚園からも派遣しています。派遣した職員からは、公立と私立が一緒に学ぶ機会があったこと、また、参加者同士で情報交換の場があったことなどの報告がありました。 事務局や他の委員が言われたように、現場は忙しい中ではありますが、良い取組だと思いますので、何とか時間を捻出して、可能な限り派遣したく思っています。 また、職業体験については、先日、中学生のころに職業体験に来てくれた子どもが、今度は大学生として教育実習に来てくれました。他にも、来月から保育教諭として他の施設で働かれる方もいますので、現場としてはとても嬉しく感じています。 職業体験自体は、将来に繋がる取組だと思いますので、可能であれば復活していただきたいと思います。

会

長

ありがとうございます。

ラウンドテーブルも職業体験も、実施すれば深まっていく取組だということがよくわかりましたので、ぜひ色々のご検討をいただきたく思います。

次第2 議題(2) 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果等について

会 長	続きまして、議題2「第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント実施結果等について」事務局から、説明をお願いします。
事 務 局	<資料2について説明>
会 長	ありがとうございます。 パブリックコメントの実施結果を報告していただきました。 こども家庭庁の「子ども」の定義にとっても悩まれたようですが、その中で、様々な検討をいただき、配慮していただいたと思います。 具体的な意見の提出がなかったということですので、このような書き方しかできないかと思いますが、他に確認したいこと等はございますか。
委 員	私自身も市のホームページで確認しましたが、トップページに表示されているわけではないので、なかなかたどり着くことが難しかったのではないかと思います。 これにより、素案から大きく変更されることなく計画が策定されることと思いますが、以前からお願いしておりましたとおり、阪南市子どもの権利に関する条例が1月に施行されたという事実は必ず掲載していただきたいと思います。特に、できるだけ、条例の理念が伝わるよう掲載していただきますようお願いいたします。
事 務 局	予定としましては、第2期計画の資料編に掲載した「子どもの権利条約」に代わり、「阪南市子どもの権利に関する条例」を掲載します。 全ての条文を掲載することは困難ですので、条例の前文を中心に記載させていただく方向で進めています。 限られたページ数での記載となりますので、1ページ程度とすることを見込んでいます。

委員	条例策定の目的がとても大事だと思いますので、よろしくお願いします。
	また、子どもの声を聞くという部分の掲載も、併せてお願いしたいと思います。
会長	私も条例の検討委員会の委員長として関わっていましたので、掲載内容については前向きにご検討をお願いします。
	また、せっかく良い条例ができましたので、広く伝わるような周知の検討も併せてお願いします。

次第 2 議題 (3) 乳児等通園支援事業所の整備について

会 長 続きまして、議題 3「乳児等通園支援事業所の整備について」事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 <資料 3・4 について説明>

会 長 ありがとうございます。
乳児等通園支援事業所の整備についてとしまして、阪南市のこども誰でも通園制度の実施方法等ご説明をいただきました。
事務局からご説明をいただきましたとおり、本件は審議案件となっています。
事務局からの説明によりますと、大きく、「妥当性」について皆様にご審議をいただくということですが、ここまでの事務局からの説明につきまして、他に確認したいことなどございますでしょうか。

委 員 定員を 12 人とするに妥当性があるかということですが、定員を上回る申込みがあった場合に、その方の受入れを断るとなると、本当の意味で「誰でも通園」ではないと感じました。

また、国でもまだまだ課題があると言われている中で、保育士等の担い手の確保はできるのか、月 10 時間程度という限られた時間で愛着形成はできるのかが不透明だと感じます。

親が子どもとの愛着を形成する一番大切な時期に、保育施設に通園することを誘導しているように感じる制度だと思いますし、国として、共働きを推進しているようにも感じています。

無意識のうちに、働かなくてはいけない、保育施設に入れなければならないと意識づけられ、そういう社会にしていきたいという国の思惑があるように感じてなりません。

例えば、阪南市のこども誰でも通園制度では、子どもを預かっている時間に親に対して学びの場を提供するなど、一歩踏み込んだ支援をしないと、本当の意味で妥当性があるとは言えないと感じています。

国から言われているからやるのではなく、保護者にもきちんと説明していただく必要があると感じています。

会 長	ありがとうございます。 国も認めているように、色々と課題がある中で動きながら考えていくしかない施策であると感じています。 一定の懸念があるということはよくわかりますので、丁寧に検討していく必要がある施策だと思います。
副 会 長	既に先行されている他市町村から話を聞くことも重要だと思います。 ニーズは市町村によって違いますし、個人によって異なるものもあるかと思いますが、少しでも歯医者さんへ行きたいなどといった方にはとてもありがたい施策ではないかと思いました。
委 員	ファミリー・サポート・センターでは、既に少しでも預かるといった仕組みがあり、協力会員と利用会員の交流により信頼関係を構築することもできます。 こども誰でも通園制度が始まることで、親同士が繋がる場が失われていくのではないかとといった懸念もあります。 今日、計画の詳細を見たところですが、今日の会議で承認をしないといけないものなののでしょうか。
会 長	様々な意見があるかと思いますが、今日だけで議論を終えることは難しいかもしれませんが、国の補助金を活用するかどうかについては、本日の会議で承認が必要だと思います。 阪南市では、保育士の確保や財政的な観点などに課題があると思いますが、同時に、阪南市が検討していく方向性でもあると理解しています。 他にも、例えば支援の必要な子どもを受け入れるためにはどうすれば良いのかなども検討する必要があると思います。 他にいかがでしょうか。
委 員	専門性のある保育士を確保するということは、とても重要だと思います。 この施策は、子どもの権利を重視したものだと思いますが、そもそも、保育士の資格を持った方が預かるものなののでしょうか。

事務局

こども誰でも通園制度では、保育士等の有資格者による受入れを前提とされています。

今、どちらかと言えば、ソフト面の議論となっていますが、まずは、これから整備しようとする施設の定員が、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策と整合のとれたものかどうかについてご議論いただきたいです。

定員を上回る申込みがあった場合の懸念があると言われましたが、反対に、誰一人として利用がなかった場合の懸念もあります。

国によると、こども誰でも通園制度は、保育施設でしか実施できない施策ではなく、幼稚園や障がい児施設で実施することもできます。

しかしながら、令和8年度の義務化に向けて内部での検討を重ねた結果、まずは、市内の幼稚園、保育所、認定こども園で実施すべきであると考え、各施設と調整した結果を本日の会議でお示しすることになりました。

第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画に位置づける本事業の量の見込みと確保方策については、机上の計算で算出したものですので、数年後、実態とそぐわないのであれば、当然、数字を見直す対象となります。

12人で不足するのであれば、2つ目、3つ目の施設の整備を検討していくことになると思いますが、まずは1つ目の施設の整備することに対してご意見を頂戴したいと思います。

また、来年度の会議では、施設の許認可に関する議論をしていただく予定としていますので、ソフト面の課題については、その際にいただくことになると思います。

繰り返しになりますが、今日の会議では、あくまでハード面の整備について、「定員は妥当か」「市の計画にそぐわないから交付金を使うのはよくないのではないか」、そういった観点でご審議をお願いします。

事務局

補足します。こども誰でも通園制度の制度化にあたっては、国が、学識経験者を含めてあり方を審議されてきました。

待機児童が発生する可能性がある中でも、月10時間までなら、全国で提供できる体制を確保できるだろうと見込まれています。

		加えて、本施策は、子どもが家族以外の人と関わる機会や、家庭とは異なる様々な体験を得られる機会を得られることが期待されています。 国においては、令和7年度の実施状況を見極め、様々な視点から議論を重ねられることになるとと思いますが、本施策の目的は、全国に6割程度いるとされている0～2歳児の未就園児の保護者が、孤立して不安や悩みを抱えている状況を、1つでも解消することとされています。 本施策は、あくまでも、保護者の選択肢の一つとして整理されたものでもあるということをご理解ください。
会	長	ありがとうございます。 今の説明で、かなり整理されたように思います。
委	員	一時預かりではなく、継続した保育ということなのでしょうか。 また、定員の12人に対して、保育士の数はどのくらいを想定されているのでしょうか。 それと、旧尾崎中学校の校舎の跡地に建設されるということですが、飛鳥ゆめ学舎とは別の建物で実施されるということでしょうか。
事	務	まず、今回の施設は、お見込みのとおり、飛鳥ゆめ学舎とは別の建物を旧尾崎中学校の敷地の一部に整備する予定となっています。そのため、対応する職員も通常の認定こども園の運営とは別の職員が担当することを想定しています。 12人の乳児を預かるには、少なくとも2～3人の保育士等が必要になりますが、通常の認定こども園運営とは異なり、常時12人のこどもがいるかは、実施してみないとわかりません。 国の言う月10時間とは、1日あたり2時間を週に1回程度利用するといった想定から算出されたもので、例えば、8時間営業する施設であれば、単純に2時間ずつ入れかえ、1日あたりでは、最大で48人の乳児を預かることになります。 まだまだ不透明なところはありますが、確実に言えるのは、令和8年度に開始しなければならない事業を実施するための施設が、阪南市にはまだないということです。

会 長	ありがとうございます。 事実として、実施しなければならない事業であるということでした。 他に確認したいことなどございますでしょうか。
委 員	家庭の孤立を防ぐというのが大きな目的だということでしたが、2時間預かっただけで孤立を防げるかどうかは疑問があります。 出来るのであれば親支援として、保護者同士が集えるものにしていただきたいと思います。 市から事業者に対して、常に子どものためになるにはどうしたらいいかをずっと問いかけて求めていくようなアプローチは必要だと思います。 また、保育士等の質もとても重要だと思うので、ぜひとも、子どもの権利を遵守できる方になっていただきたいと思います。
会 長	ありがとうございます。 ここで出た議論を大事にして、運営事業者に伝達いただくことを前提に、本日は、定員と交付金の活用の妥当性の観点から決議を取らせていただきます。 事務局からの提案どおりに国の交付金を活用して施設を整備しても良いという方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) ありがとうございます。 本日の出席委員の全員が挙手をしていると認められますので、議題3、乳児等通園支援事業所の整備については、事務局の提案どおりに国の交付金を活用することを、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第3項の規定に基づき、承認したものといたします。

次第2 議題(4) その他

会 長	それでは議題4「その他」に移ります。 何かございませんか。
事 務 局	事務連絡です。 本日の会議をもちまして、今年度の会議は終了となります。 次回は、令和7年秋以降の開催を見込んでいますので、本日の会議が現委員での最後の会議になる可能性が高くなっています。 少し気が早いですが、2年間に渡り、本会議委員にご就任いただき、誠にありがとうございました。 併せて、次期委員へのご就任について、ご検討よろしく願います。 特に、春～夏頃に市民委員の公募を実施いたしますので、ご興味があれば、どうぞよろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございます。 今回の会議がこのメンバーでの最後の会議になる可能性が高いとのことでした。 委員の皆さまにおかれましては、2年間に渡り本会議を支えていただき、ありがとうございました。 今回の任期中は、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定という大きな議題があり、皆様のおかげで、大きな混乱なく計画が完成しようとしています。 本当にありがとうございました。 今後どういう体制で会議を実施することになるかはわかりませんが、次期委員にご就任される方につきましては、引き続きどうぞよろしくお願いします。
委 員	阪南市では、子ども・子育て支援事業計画以外に、こども基本法に基づくこども計画は策定されないのでしょうか。
事 務 局	こども計画につきましては、国でも示されておりますとおり、国の大綱や大阪府の計画も踏まえて策定する必要があります。 まずは大阪府の策定を待ち、近隣市町の動向も踏まえて検討しますので、現時点で策定の予定はありません。

委 員	阪南市では、子どもの権利に関する条例が施行され、その理念がこの子ども・子育て支援事業計画にも反映されるべきだと思っています。 国は、一体的なこども計画を立てるように示しているかと思っていますので、子どもに主眼を置いたこども計画を一体的に策定していただくべきであると思っています。 策定する場合は、子どもに関わる部門が一体となって取り組まれることかと思いますが、様々な意見を取り入れながら策定いただきますようお願いします。
事 務 局	国の定めるこども計画は、様々なパターンでの策定が想定されています。 詳細については、今後の検討課題だと思っていますので、よろしくお願いします。
会 長	ありがとうございます。 ご検討よろしくお願いいたします。 他に何かございませんでしょうか。
委 員	この会議は保護者である子育て世代の当事者と、子どもに関わる先生方などで構成されていますので、阪南市の子どもの権利に関する条例を市の政策に反映するためには、担当課である人権推進課がここに出席する方が理にかなっていると思います。 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の理念にも「こどもまんなか社会」を記載していただきました。子どもが直接意見を言えなくても、当事者の家族や関係者の意見を聴いて、施策に生かすことはとても大事なことだと思います。 また、阪南市の少子化について、ここ10年で40%減少しており、この2年間で60人近く減少しています。1日でも早く、少子化対策を検討するための会議を設置していただきたいです。 最後に、公立幼稚園のあり方については、保護者の意見を取り入れることが重要だと思います。総合子ども館問題と同じ道を歩まないよう、市だけではなく、市民と一緒に考えていただきたいと思います。

会

長

ありがとうございます。

阪南市の子どもの権利に関する条例の推進に関しては、今後の会議のあり方も含めて事務局でご検討ください。

また、就学前の保育・幼児教育などの施設に関しても、これまでの様々な議論を踏まえながら、一番良い方法をご検討いただきますようお願いします。

次第3 閉会

会 長

それでは、本日の議題は全て終了とさせていただきます。
これ以降の進行は事務局をお願いします。

事 務 局

皆様、円滑な会議運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の製本が終わりましたら、皆様に配布させていただきたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれをもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。長時間にわたりご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。